

## 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

### 1 事業者(地域包括支援センターながさか)の概要

名 称	金沢市地域包括支援センターながさか
所 在 地	石川県金沢市長坂3丁目1番1号
介護保険事業所番号	1700100157
連 絡 先	076-280-5111
代 表 者 氏 名	医療法人積仁会 理事長 前田 義樹
サービス提供地域	十一屋校下・泉野校下・長坂台校下

### 2 事業者(地域包括支援センターながさか)業務日及び業務時間

業 務 日	休業日を除く月～土曜日
休 業 日	日祝日・12月30日～1月3日
業 務 時 間	8:30～17:00

### 3 事業者(地域包括支援センターながさか)の職員体制等

職 種	人 員
管 理 者	1名(常勤で兼務1名)
保健師又は看護師	2名(常勤 2名)
社会福祉士	1名(常勤 1名)
主任介護支援専門員等	1名(常勤 1名)
認知症地域支援推進員	1名(常勤 1名)
介護支援専門員	2名(常勤 2名)
事務員	1名(兼務 1名)

### 4 利用者負担金

利用料	<p>【介護予防支援】介護予防サービス計画作成に係る費用は介護報酬告示上の金額になります。(令和8年6月現在月442単位、初回加算300単位、委託連携加算300単位、処遇改善加算月の総単位数に2.1%乗じた単位)は介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等により被保険者証に支払方法変更の記載がある場合には、事業者にお支払ください。この場合、事業者は介護予防支援提供証明書を発行いたしますので、この証明書と領収書を添付して市役所の窓口申請していただくと、払い戻しされることがあります。</p> <p>【原則的な介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA)】</p>
-----	---

	ケアマネジメント作成に係わる費用は地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。
	【初回のみ介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントC）】 ケアマネジメント作成に係わる費用は地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。
その他の費用	事業者の担当者もしくは居宅介護支援事業者の介護支援専門員が、サービス提供地域外への訪問・出張する際には、その交通費等の実費について支払が必要となる場合があります。

## 5 サービス方針 運営規範等

### 理念 誠実

私たちは「個々人のリカバリー」を実現するため、

「高い専門性とホスピタリティ」をもった福祉・医療・介護サービスの提供を行なっていくとともに、地域に開かれ信頼される「あたたかな病院及び施設」づくりを目指します。

### 基本方針

#### 1. ウェルネスモデル

（病を）診るのではなく（人を）見る。

私たちは、ご本人の健康な力（ウェルネス）が最大限発揮できるよう、それぞれの人生・生活・取巻く環境に関心を持ち、「生活者としてみる視点」を大切にします。

#### 2. ご本人中心のチーム

リカバリーチームの中心は、ご本人です。

私たちは、個々人が尊重され生き生きと過ごせるよう、高い専門性を持ったスタッフの集合体である「多職種チーム」による支援を行います。

#### 3. よりそい、つむぐ

生活はいろいろな人たちのつながりで成り立っています。

私たちは、ご本人の生活に寄り添い、生活の場である地域の関わりを深めることにより「人」「生活」「地域」を紡ぎます。

#### 4. 高い専門性と豊かな人間性を育む

より良いサービスの提供には能力や技術を磨くとともに、互いに学び成長し合う「豊かな人間性」が必要です。

私たちは、これが本当の意味での適切なサービス提供であると考えます。

#### 5. とにかく考え、工夫し、やってみる

社会変化や求められるニーズに対応できるよう、一人ひとりが業務改善と効率化について考え、工夫を行います。

私たちは、変化を活かし行動できる風土を大切にします。

## 6 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの主な内容

申し込みからサービス提供までの流れ	主な内容
1. 利用申込みの受付	介護認定審査会において要支援認定を受けた者又は基本チェックリストに該当した利用申込者に対し、重要事項説明書を交付し、説明し、同意を得た上で、介護予防サービス計画作成依頼届出書または介護予防ケアマネジメント依頼届出書を市に届け出ます。
2. 契約の締結	利用申込者と契約を締結します。
3. アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者と家族に対しアセスメントを行います。
4. 介護予防サービス・支援計画書原案の作成	アセスメント結果等を基に、どのような支援が必要かを利用者と調整し、利用者と合意した結果に基づき、介護予防サービス・支援計画書原案またはケアマネジメント結果等記録表を作成します。
5. サービス担当者会議の開催	サービス担当者会議の開催等により、介護予防サービス・支援計画書原案について専門的な意見を聴取します。
6. 介護予防サービス・支援計画書の交付	利用者又は家族に説明し、同意を得た後、介護予防サービス・支援計画書またはケアマネジメント結果等記録表を利用者又は家族に交付します。
7. サービスの提供	介護予防サービス事業者及び第1号訪問（通所）事業者に対し、介護予防サービス・支援計画書に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。
8. モニタリング	3～6ヶ月に1回は利用者宅を訪問して面接し、計画の実施状況の把握を行います。それ以外の月は電話等で利用者と接触し、実施状況を把握。当該サービス事業者からも月1回聴取します。
9. 評価	計画の達成状況に応じて随時評価を行います。
10. 介護報酬の請求	介護保険サービス利用実績を確認し、介護報酬の請求を行い、介護報酬を受領します。

## 7 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき家族、主治医、緊急機関等への連絡を行います。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

## 8 相談窓口、苦情対応

- ・サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

金沢市地域包括支援 センターながさか	電話番号	076-280-5111
	FAX番号	076-280-5123
	相談員(責任者)	高田 亜里

- ・公的機関においても次の期間において苦情申出等ができます。

金沢市福祉局 介護保険課	所在地	金沢市広坂1丁目1番1号
	電話番号	076-220-2264
	FAX番号	076-220-2559
	対応時間	午前9時00分～午後5時45分
石川県国民健康保険 団体連合会（介護サー ビス苦情110番）	所在地	金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎
	電話番号	076-231-1110
	FAX番号	076-231-1601
	利用時間	午前9時00分～午後5時00分
石川県福祉サービス運 営適正化委員会	所在地	金沢市本多町3丁目1番10号 社会福祉法人石川県社会福祉協議会内
	電話番号	076-234-2556
	FAX番号	076-234-2558
	利用時間	午前9時00分～午後5時00分 ※介護予防支援に関する苦情のみ対応となります。

## 9 虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のために、以下の対策を講じます。

- ① 虐待防止責任者を選任しています。（虐待防止責任者：高田亜里）
- ② 虐待防止のための委員会を定期的を開催し、その結果について従業員に周知徹底しています。
- ③ 従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上及び虐待防止のための研修を定期的実施しています。
- ④ サービスの提供中に、要介護施設従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- ⑤ 虐待防止のための指針を整備しています。

## 10 禁止事項

当事業所は安心してサービスを提供させていただくために、職員に対する以下の行為を禁止します。

- ・宗教・特定の政治活動及び営利行為の勧誘
- ・同意のない撮影・録画・録音、及びそれらのSNS等への投稿
- ・ハラスメント行為全般